

北九州市歴史的建造物等保存整備補助金交付要綱第4条で定める修理・修景基準

基準名称	修理基準	修景基準	
対象物件	まちなみ保存建造物	まちなみ保存建造物以外	
対象区域	木屋瀬地区内の全区域	木屋瀬地区長崎街道及び祇園町通り区域	
建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項	配置	原則として外観を現状維持し、又は旧状に復元修理する。内部空間についても道路から見える範囲については復元に努め、又は外観に調和するように修景する。ただし、復元修理の元となる旧状が不明であったり、復元修理が困難な箇所については長崎街道及び祇園町通り区域の修景基準（以下単に「修景基準」という。）によるものとする。	原則として建物の主要な壁面は、まちなみ壁面線（道路境界から50センチメートル前後）を維持して建てる。ただし、付属屋はこの限りでない。建物が面していないまちなみ壁面線には、門及び塀を設ける。
	階数	原則として外観を現状維持し、又は旧状に復元修理する。ただし、復元修理の元となる旧状が不明であったり、復元修理が困難な箇所については、修景基準によるものとする。	原則として、表構えは木造とし、階数は2階建（最高高さ10メートル）以下とする。
	意匠		表構えを周囲の状況に合わせて、妻入り又は平入りとする。1階の表構えに下屋又は庇を設ける。
	屋根	原則として、外観を旧状に復元修理する。ただし、復元修理の元となる旧状が不明であったり、復元修理が困難な箇所については、修景基準によるものとする。	周囲のまちなみに合わせ、切妻造り又は入母屋造りとする。屋根は勾配屋根とし、勾配は周囲の歴史的建造物の勾配に合わせる。屋根葺き材は、銀黒色の棧瓦葺きを基本とする。棟高さ、軒高、下屋高さは、周囲の状況に合わせる。
	軒	原則として、外観を旧状に復元修理する。ただし、復元修理の元となる旧状が不明であったり、復元修理が困難な箇所については、修景基準によるものとする。また、1階開口部については、現在の要求に応じて、修景基準によることもできる。	建物本体と調和する軒の出を有するものとする。軒裏及び傍軒は、漆喰塗籠め、化粧板張り（せがい造り）、化粧垂木野地板露し等伝統的様式にならう。
	庇		建物本体と調和する庇の出、勾配とする。銀黒色の棧瓦葺きを基本とする。軒裏は、化粧縦板張り又は化粧垂木野地板露しとする。
	外壁		大壁造りの白漆喰塗り又は鼠漆喰塗り、ささら子下見板張り又は縦板張り等とする。船板壁が張られていた所は原形を尊重する。妻壁は、漆喰塗り又は下見板張りとする。
	腰壁		通りに面する1階外壁は、真壁とすることができる。腰壁を張る場合は、下見板張り、縦板張り等本体に調和するものとする。
	開口部1階		建具は、主屋柱筋、庇柱筋に木製ガラス戸引違いとする。木製格子を付けることができる。また、枠付き格子戸ははめ込みとすることができる。出入口は、木製ガラス戸引違いを基本とする。ガラスはめ込み木製出窓とすることができる。アルミサッシをやむを得ず使用する場合は、色付き（濃茶系）サッシを使用する。ショーウィンドウは、まちなみの賑わいに貢献し、伝統的雰囲気潤いを加えるようにデザインする。店舗等開放部分でもやむを得ない場合は、可能な限り木製ガラス戸引違い等に近しいものとする。シャッターを設ける場合は、シャッターボックスは外部に露出しないよう工夫し、外壁及び他の開口部に調和する塗装を施す。
	開口部2階		設置箇所は、外壁のバランスを考慮して、連続窓、独立窓等伝統的様式にならう。木製障子戸、木製ガラス引違い又は引き込み戸とする。銅製又は木製格子、手すり、小庇、鉄扉を付けることもできる。アルミサッシをやむを得ず使用する場合は、色付き（濃茶系）サッシを使用する。雨戸を付ける場合は、開き戸、外壁内に納める等により外観の伝統的様式を損なわないものとする。
	戸袋		外壁と同様の配慮をするものとする。
	基礎		伝統様式の石積み又はこれに類する意匠とする。
	色彩		外部の新設の木部は、木地に古色仕上げとし、自然な色合いとする。腰壁等についても、なるべく自然素材の色使いとする。
	樋	修景基準によるものとする。	黒又は濃い茶色仕上げとし、銅製とすることもできる。
	土間(外部)		たたき、石敷き、豆砂利洗い出し、隅入りモルタル等歴史的風致に調和するものとする。モルタル塗りの場合は、化粧目地等の工夫をすることとする。
	塀垣	原則として、外観を旧状に復元修理する。ただし、復元修理の元となる旧状が不明であったり、復元修理が困難な箇所については、修景基準によるものとする。	まちなみ壁面線を維持することとする。屋根付き板張り壁、腰石張り漆喰壁等木屋瀬の伝統的手法に類するものとする。高さは1.5～1.8メートル程度とする。屋根のつかない豆砂利洗い出し塀、レンガ塀等も、歴史を感じさせる意匠によればよい。また、街道に面する部分に生け垣は使用しない。ただし、小路側については板塀又は生け垣とすることもできる。
門		腕木門又はこれに類するものとする。門扉は、原則として板戸、木格子等の伝統的意匠によるものとする。	
植栽外構	原則として、現状維持に努める。	屋敷内植栽及び大きな樹木は、大切に守り育てよう努める。	
建築設備	道路等公共の場所から見えないように配置する。	空調室外機は、原則として道路から見えない位置に設置する。やむを得ない場合は、看板、格子等で目隠しの工夫をする。ガスボンベ、給湯器等も目隠しする。	
車庫駐車場	原則として、車の出入りは裏通りからとし、用途上やむを得ず建物内に車庫を設ける場合には、車庫に供する部分を主屋間口の2分の1以内とする。また、建具等は、伝統的様式に調和した格子戸等とする。		
環境物件	石造物・樹木・庭園・石垣・石段・井戸などのまちなみを構成する環境物件は、原則として現状維持、若しくは、周囲のまちなみ景観に調和したものとする。		
屋外広告物に関する事項	共通事項	当該歴史的建造物と調和したものとする。 歴史的風致に調和した広告物とする。具体的な内容については、別途、住民が定める協定等によるものとし、大きさ、意匠、取り付け位置等まちなみにふさわしい秩序を保つものとする。	